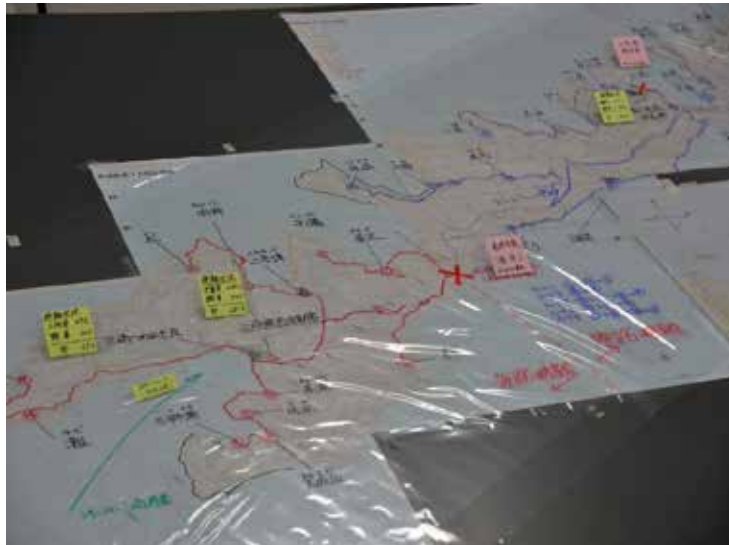


緊急時対応(ケース2)において、海路避難と陸路避難の地域を区別して記載



被害状況(桃色)及び実動部隊の現況(黄色)の記載



施設敷地緊急事態要避難者の避難状況の記載



三崎地域の一時集結所の車両配置完了態勢時の記載

住民避難に係る意思決定の流れ(11月8日)

| 主要イベント | 官邸 | ERC | OFC | 愛媛県 | 伊方町 |
|--|---|----------------------|---|---|--|
| 08:30 地震発生 | | | | | 第1回伊方町災害対策本部会議 ・道路調査等被害状況を把握 ・国の要避難者の避難準備要請に備えた対応について協議 |
| 09:25 国道197号、三崎瀬戸境界道路陥没情報 | | 施設敷地緊急事態要避難者への避難準備要請 | | 対象住民への避難準備要請 第1回愛媛県災害対策本部会議 ・施設敷地緊急事態の実施方針(案)策定(三崎地区住民の海路避難) | 対象住民への避難準備要請 第2回伊方町災害対策本部会議 ・海路避難、三崎地域への派遣職員及び移動手段の確保等を県に要請 |
| TV会議(ERC、愛媛県、伊方町) ・被害状況、プラント状況を確認、施設敷地緊急事態における避難の実施方針(案)(海路避難)の決定 | | | | | |
| 11:00 原災法10条通報 | 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部会議 ・要請文発出を決定、実施方針の確認 | | | 対象住民への避難要請、避難等準備要請 第1回現地事故対策連絡会議 ・10条実施方針の確認 | 第3回伊方町災害対策本部会議 ・10条通報の共有、要避難者への避難指示等 ・全面緊急事態に備えた避難準備に係る対応の検討 |
| | ・施設敷地緊急事態要避難者への避難要請 ・全面緊急事態に備えた避難等の準備要請 | | | 対象住民への避難要請、避難等準備要請 第2回愛媛県災害対策本部会議 ・10条実施方針の確認 ・副知事の派遣決定 | 対象住民への避難要請、避難等準備要請 |
| 非常災害対策本部会議・原子力事故合同対策本部会議(内閣府8号館) ・自然災害被害状況、要配慮者避難状況の共有、要請文内容の確認、災害応急対策基本方針(案)を決定 | | | | | |
| 事業者通報 | | | 愛媛県副知事OFC到着 内閣府副大臣(原子力防災担当)OFC到着(OFCの体制確立) | 第3回愛媛県災害対策本部会議 ・プラント状況 ・要配慮者避難、海保との調整状況報告 ・全面緊急事態実施方針(案)策定 | 第4回伊方町災害対策本部会議 ・要避難者の避難状況確認 ・15条避難に伴う対応を協議(住民への避難指示・誘導等) |
| | | | 第2回現地事故対策連絡会議 ・施設敷地緊急事態に伴う状況報告 ・全面緊急事態実施方針(案)の決定 | | |
| 15:25 原災法15条通報 | 公示・指示発出 原子力緊急事態宣言 原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議(官邸) | | 第1回合同対策協議会全体会議 ・実施方針の確認、各市町準備状況報告 | 対象住民への避難指示 第4回愛媛県災害対策本部会議 ・全面緊急事態実施方針の確認 | 対象住民への避難指示 |

施設敷地緊急事態(10条)における避難の実施計画

| | | | | | |
|---------------------|-------|------|---------|-------|----|
| 伊方町 対象者内訳 | P A Z | | 予防避難エリア | | 合計 |
| | 伊方地域 | 瀬戸地域 | 三崎地域 | | |
| 施設敷地緊急事態 要避難者(人) | 744 | 289 | 412 | 1,445 | |



避難の対象となる施設敷地緊急事態要避難者

四国電力株式会社伊方発電所のPAZ及び予防避難エリアにおける、以下の施設敷地緊急事態要避難者を対象(対象者数 1,445人)

- Ⅰ 学校・保育所の児童等
- Ⅰ 医療機関の入所者
- Ⅰ 社会福祉施設の入所者
- Ⅰ 在宅の避難行動要支援者 等

避難等に際しての基本的考え方

- Ⅰ 伊方地域と瀬戸地域については、陸路により松前町の避難経由所(松前公園)への避難を実施。
- Ⅰ 三崎地域については、道路寸断により陸路からの避難が出来ないため、海路により松前町等への避難を実施。
- Ⅰ 施設敷地緊急事態要避難者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者については、近隣の放射線防護施設(又は自施設内)に移動し、屋内退避を実施。その上で、施設敷地緊急事態要避難者の容体、避難車両、避難先等の避難体制が整い次第、避難先へ避難を行う。

一般住民への措置

- Ⅰ 一般住民には避難準備を要請

26年度

要 請 文

内閣府原防第2号
平成26年11月2日 時 分

石川県知事 殿
富山県知事 殿
志賀町長 殿
七尾市長 殿
羽咋市長 殿
中能登町長 殿
輪島市長 殿
穴水町長 殿
宝達志水町長 殿
かほく市長 殿
氷見市長 殿

内閣府特命担当大臣(原子力防災担当) 名

原子力災害対策特別措置法第4条第2項に基づき、下記のとおり要請する。

記

・志賀町志加浦、堀松、上熊野、熊野、福浦、富来地区のうち北陸電力株式会社志賀(しか)原子力発電所から概ね5キロ圏内(PAZ)の**施設敷地緊急事態要避難者は、避難すること。**

・志賀町志加浦、堀松、上熊野、熊野、福浦、富来地区のうち北陸電力株式会社志賀原子力発電所から概ね5キロ圏内(PAZ)の住民(施設敷地緊急事態要避難者を除く)は、**避難準備及び安定ヨウ素剤の配布準備を実施**すること。

・北陸電力株式会社志賀(しか)原子力発電所から概ね30キロ圏内(UPZ)の住民は、**屋内退避の準備を実施**すること。

27年度

要 請 文

平成27年11月8日 時 分

愛媛県知事 殿
山口県知事 殿
伊方町長 殿
八幡浜市長 殿
大洲市長 殿
西予市長 殿
宇和島市長 殿
伊予市長 殿
内子町長 殿
上関町長 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部長

四国電力株式会社から伊方発電所において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める事象が発生したとの通報を受けたので、原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態に該当すると判断したことから、下記のとおり要請する。

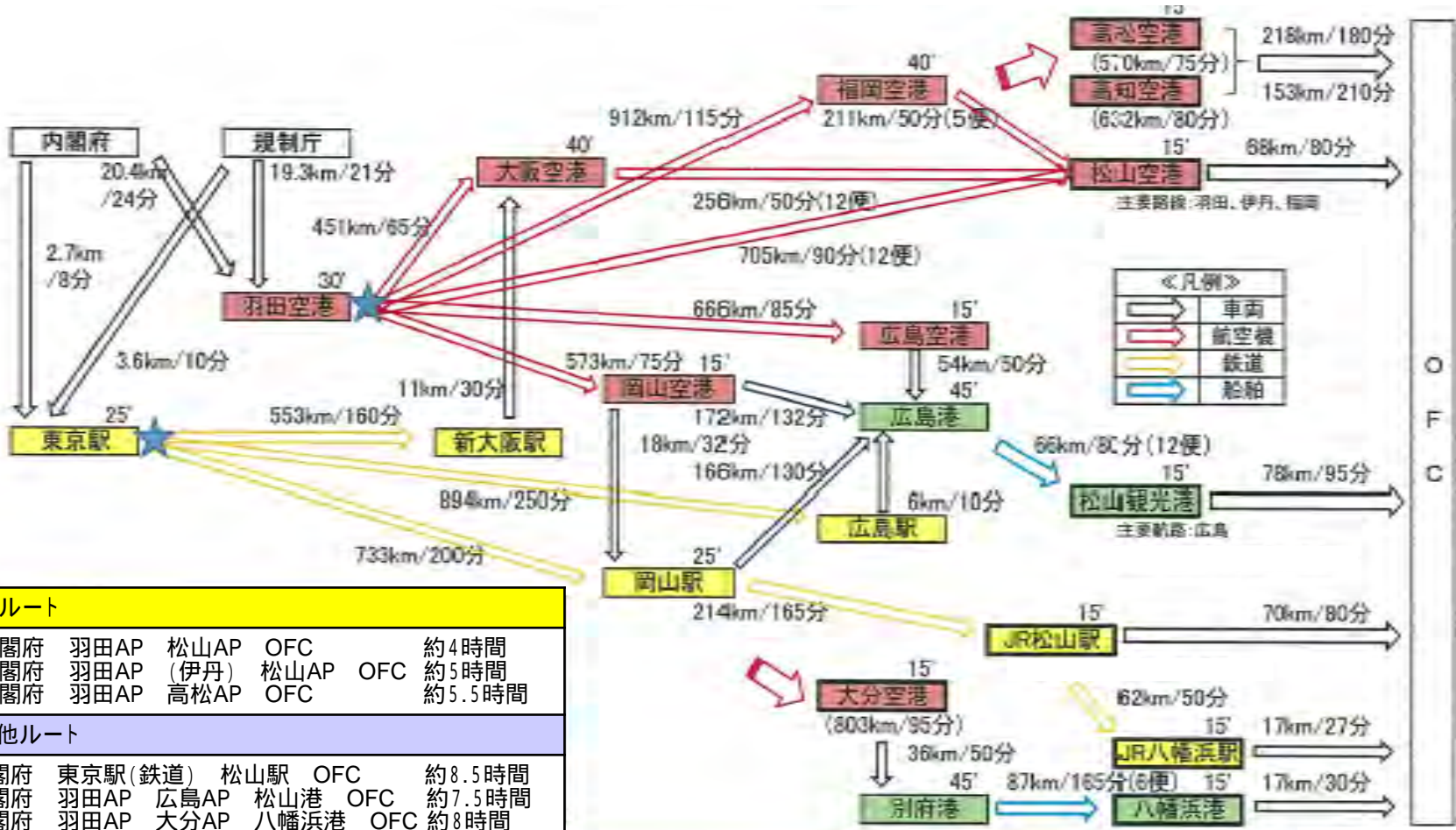
記

・四国電力株式会社伊方発電所のPAZ及び予防避難エリアの住民の内、**施設敷地緊急事態要避難者は安定ヨウ素剤の配布を受け避難すること。**ただし、施設敷地緊急事態要避難者であって、**避難の実施により健康リスクが高まる者は屋内退避すること。**また、予防避難エリアである佐田岬半島で道路の寸断が生じているため、陸路による避難が困難な地域については、**屋内退避をしつつ、順次海路等**による避難をすること。

・四国電力株式会社伊方(発電所のPAZ及び予防避難エリアの住民(ただし、施設敷地緊急事態要避難者を除く。))は、避難準備を実施すること。また、四国電力株式会社伊方発電所のPAZ及び予防避難エリアの住民に対して安定ヨウ素剤の配布準備を実施すること。

・愛媛県**八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町及び山口県上関町**のうち四国電力株式会社伊方発電所のUPZの住民は、**屋内退避の準備を実施**すること。

愛媛県オフサイトセンターへの移動経路



| 基本ルート | | | | | |
|--------|---------|------|------|-----|--------|
| 内閣府 | 羽田AP | 松山AP | OFC | | 約4時間 |
| 内閣府 | 羽田AP | (伊丹) | 松山AP | OFC | 約5時間 |
| 内閣府 | 羽田AP | 高松AP | OFC | | 約5.5時間 |
| その他ルート | | | | | |
| 内閣府 | 東京駅(鉄道) | 松山駅 | OFC | | 約8.5時間 |
| 内閣府 | 羽田AP | 広島AP | 松山港 | OFC | 約7.5時間 |
| 内閣府 | 羽田AP | 大分AP | 八幡浜港 | OFC | 約8時間 |

| 輸送支援が受けられる場合の想定ルート | | | | | | |
|--------------------|--------|--------|---------|----------|-----------|----------------------|
| 内閣府 | 車両(75) | 入間(45) | C-1(90) | 松山AP(15) | CH-47(30) | 臨時HP 徒歩(15) OFC 約5時間 |
| | | | | | 車両(80) | OFC 約5時間 |

| 内閣府からの距離・時間 | |
|-------------|----------|
| 入間基地 | 64km/75分 |
| 東京ヘリポート | 16km/25分 |
| 立川 | 38km/50分 |